

最高裁秘書第1666号

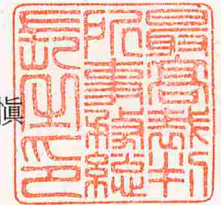
令和2年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

4月17日付け（同月20日受付，第020091号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

3月30日付け司法研修所事務局長事務連絡「司法修習における新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和2年3月30日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

司法修習における新型コロナウイルス感染症への対応について
(事務連絡)

司法修習における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおり取り扱ってください。

下記の内容については、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。

記

1 感染防止策について

実務修習における新型コロナウイルスの感染防止策については、3月10日付け当職事務連絡において、司法修習生を一室に集めて行う場合等における感染防止策の検討をお願いしたところですが、ここ数日の感染の拡大状況等に鑑みると、適切な感染防止策を更に励行する必要があります。

そこで、司法修習生に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止策の励行を改めて促すとともに、裁判官室等における通常の修習の場合を含め、地域における感染状況のほか、各配属庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえ、司法修習生間の間隔を空けて着席させたり、同一方向を向いて着席させたり、指導担当者が司法修習生に説明等を行う際に間隔を空けたり、執務室等の定期的な換気を行うなどの適切な感染防止策をとるようお願いします。

2 欠席等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る欠席等の取扱いについては、3月2日付け当職事務連絡においてお伝えしたところですが、感染の拡大を防止するためには、司法修習生の体調の把握に留意した上で、発熱等の風邪の症状が見られる司法修習生が登庁等を差し控えることに不安を抱かないようにすることが重要です。

そこで、新型コロナウイルス感染症に係る欠席等については、次のとおり取り扱うことが相当であると考えます。不明な点等がありましたら、当研修所まで問い合わせてください。また、新型コロナウイルス感染症に係る欠席等の連絡がありましたら、速やかに当研修所までご一報いただきますよう、お願いします。

(1) 軽症のため自宅で療養している場合や退院後の経過観察の場合

新型コロナウイルス感染のため自宅での学修も困難で修習を休んだ期間は、欠席（正当な理由のある欠席）となりますが、軽症のため自宅で療養している場合や退院後の経過観察の場合等で、自宅で学修することが可能な状態であるときは、課題を与えて自宅で学修させることも考えられます（自宅学修とした場合には欠席とはなりません。）。

(2) 感染が判明した者の濃厚接触者となった場合

自宅で学修することが可能な状態である場合には、課題を与えて自宅で学修させることが考えられます。

(3) 発熱等の風邪の症状が見られるため登庁等を差し控えた場合等

これまでは欠席と取り扱っていましたが、自宅で学修することが可能な状態である場合には、課題を与えて自宅で学修させることが考えられます。

なお、登庁等をした司法修習生に風邪の症状が見られる場合には、早退するよう指示してください。翌日以降も同様の症状が続く場合には、自宅学修とすることも検討してください。

また、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の臨時休校に伴い、子の監護のため修習を休む場合も、同様に、課題を与えて自宅で学修させることが

考えられます。

(4) 人事異動期における取扱い

4月期の人事異動に伴い期日等が予定されておらず、指導担当者が不在となる日がある場合には、裁判所等において司法修習生が事件記録の検討や起案を行う必要性等の事情を勘案した上で、それ以外の課題を与えて自宅学修とすることも差し支えありません。

(5) 診断書の要否

「司法修習生の規律等について」第5の9によれば、司法修習生は、5日以上引き続き欠席したときは、医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならないことになっていますが、提出すべき書面は、必ずしも医師が作成した診断書でなければならないものではなく、体調不良の状況や経過を具体的に記載した司法修習生成成の書面でも差し支えない場合もありますので、診断書等の提出が困難な場合には当研修所まで問い合わせてください。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出自粛要請が発せられた場合の対応について

今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言がされ、平日の日中における外出自粛要請が発せられるような事態に至った場合には、当該地域における裁判所、検察庁の業務や弁護士の業務が大幅に縮小されると想定されることから、現行の分野別実務修習を継続することは困難になると考えられます。

そこで、外出自粛要請が発せられた地域においては、裁判・検察・弁護のいずれについても、分野別実務修習における指導を中断し、司法修習生に課題を与えて自宅学修に切り替えていただくことを検討しています。

自宅学修において司法修習生に与える課題は、各庁会において定めていただくこととなりますが、事件記録の写し等を持ち帰らせて起案等を行わせることは適

切ではありません。当研修所の各教官室では、自宅学修に切り替えられた場合に与える課題について検討しており、各庁会に提供することとしたいと考えています。

なお、自宅学修も分野別実務修習の一部となることから、その成果物（レポート等）を提出させたり、実務修習結果簿に記載させるなどした上で、分野別実務修習の成績評価を行っていただくこととなりますので申し添えます。

外出自粛要請が発せられた場合の対応については、今後も随時お知らせしたいと考えていますが、各庁会においても必要な検討や準備を行うようお願いします。